

# 生物由来原料基準の一部改正について

## 1 生物由来原料基準について

- 生物由来原料基準とは、薬事法第42条（第68条の5において準用）に基づき定められた基準である。
- 当該基準は、最終的な製品の生物由来製品指定の如何にかかわらず、医薬品、医療用具、医薬部外品及び化粧品（以下「医薬品、医療用具等」という。）の製造に用いられるあらゆる人・動物等に由来する原料を対象とし、その原材料の適格性の要件を定めたものであり、基準に適合しない原料を使用した製品の製造、販売等が禁止される。
- BSE対策としては、「生物由来原料基準」中の「反芻動物由来原料基準（以下「基準」という。）」において主に次の事項を規定している。
  - ① ウシ等由来原料として使用してはならない反芻動物の部位材料
  - ② 原材料として原則として使用できる反芻動物の原産国（※）

※ 原則として使用できる反芻動物の原産国は、欧州委員会の科学運営委員会においてリスクが低いとの評価を得て公表された国（G B R - 1 及び G B R - 2 の国）であって、米国農務省の定める輸入制限国でない国。

## 2 基準の主な改正内容について

- (1) せき柱骨等を新たにリスクの高い部位に指定
  - 食品分野において、せき柱骨、頭骨、三叉神経節及び背根神経節（以下「せき柱骨等」という。）が危険部位に指定されたことに伴い、せき柱骨等を基準中の医薬品、医療用具等の原材料として使用してはならない部位に追加。
  - 供給停止等の医療上のデメリットを回避するため、低リスク国については、せき柱骨等を除去したゼラチンの新規の製造に要する期間も考慮し、せき柱骨除去に関する経過措置を規定。
    - ① 別表1に掲げる豪州、ニュージーランド等のG B R - 1 の国を原産国とする骨原材料を用いたゼラチンについては当分の間、猶予。
    - ② 別表2に掲げるインド、コスタリカ等のG B R - 2 の国を原産国とする骨原材料を用いたゼラチンについては平成17年9月30日まで。
- (2) 原産国の削除
  - 平成15年12月末に米国においてBSE感染牛が確認されたことに伴い、予防的な措置として、米国産のウシ等由来原材料の使用を原則禁止。それに伴い、基準中の医薬品、医療用具等の原材料として使用可能な反芻動物の原産国から、「アメリカ合衆国」を削除。
  - ただし、米国原産のウシ等由来原料の使用禁止による医療上の影響を鑑み、製品中の製造工程による希釀・濃縮、処理、投与経路、使用期間を考慮した製品の相対リスク（平成15年7月伝達性海綿状脳症対策調査会におけるリスク評価）に応じて、別表3に掲げる区分に応じて経過期間を規定。
    - ① 区分A（比較的リスクの高い製品群）は、平成16年9月30日まで。

② 区分B（比較的リスクの低い製品群）は、平成17年3月31日まで。

③ 区分C（さらにリスクの低い製品群）は、当分の間、猶予。

(3) その他

皮由来ゼラチン等（コラーゲンを含む。）について、皮由来原料のBSEリスクにおける科学的知見や、国際的に皮由来ゼラチン等がBSEの規制の対象とはなっていないこと等をふまえ、原産国規制の対象からは除外。

3 審議経過等

- 生物由来技術部会 平成16年2月23日
- パブリックコメント 平成16年2月27日～同年3月12日
- WTO通報 平成16年4月30日～同年6月4日
- 告示 平成16年7月5日

(別表1)

アルゼンチン、オーストラリア、ボツワナ、ブラジル、チリ、エルサルバドル、ナミビア、ニュージーランド、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、シンガポール、スワジランド、ウルグアイ、バヌアツ、ニューカレドニア

(別表2)

コロンビア、コスタリカ、インド、ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、パキスタン

(別表3)

区分	類別
区分A	1 アメリカ産原料を使用して細胞培養により製造される注射剤(セルバンクにのみアメリカ産原料を使用しているものを除く。)その他これに準ずるもの
	2 その精製工程においてアメリカ産原料を使用して製造される注射剤その他これに準ずるもの
	3 有効成分若しくは添加剤としてアメリカ産原料を使用して製造される注射剤(アメリカ合衆国を原産国とする骨由来ゼラチン等又はアメリカ合衆国を原産国とする反芻動物由来原材料から製造されたコール酸類(以下「アメリカ産コール酸類」という。)を使用して製造される注射剤を除く。)その他これに準ずるもの
	4 アメリカ産原料を使用して製造される植込み医療用具
区分B	5 アメリカ合衆国を原産国とする骨由来ゼラチン等を使用して製造される経口剤若しくは注射剤その他これに準ずるもの
	6 有効成分若しくは添加剤としてアメリカ産原料を使用して製造される経口剤(アメリカ産コール酸類を使用して製造される経口剤又はアメリカ産原料を使用して微生物培養により製造される経口剤を除く。)その他これに準ずるもの
	7 アメリカ産コール酸類を使用して製造される注射剤その他これに準ずるもの
	8 アメリカ産原料を使用して製造されるワクチン(経口ワクチンを除く。)若しくはアメリカ産原料を使用して微生物培養により製造される注射剤(種培養にのみアメリカ産原料を使用しているものを除く。)その他これに準ずるもの
区分C	9 アメリカ産原料を使用して細胞培養により製造される注射剤(セルバンクにのみアメリカ産原料を使用しているものに限る。)その他これに準ずるもの
	10 アメリカ産コール酸類を使用して製造される経口剤その他これに準ずるもの
	11 アメリカ産原料を使用して製造されるワクチン(経口ワクチンに限る。)、アメリカ産原料を使用して微生物培養により製造される注射剤(種培養にのみアメリカ産原料を使用しているものに限る。)若しくは経口剤その他これに準ずるもの
	12 アメリカ産原料を使用して製造される外用剤

参考

具体的な区分毎の製品群について

区分	類別	ウシ原料使用方法	経路	品目数
----	----	----------	----	-----

区分A	1	細胞培養医薬品	培養	注射	4 8
	2	細胞培養医薬品	アフィニティカラム	注射	
	薬	血栓溶解剤（遺伝子組換え） 抗悪性腫瘍抗体医薬品（遺伝子組換え） 腎性貧血改善剤（遺伝子組換え） 抗リウマチ薬（遺伝子組換え） G-C S F 製剤（遺伝子組換え）		血液凝固因子製剤 再生不良性貧血治療薬（遺伝子組換え） インターフェロン（遺伝子組換え） 免疫抑制剤（遺伝子組換え） インスリン（遺伝子組換え）	
	3	成分製剤	抽出成分	注射	9
	薬	抗悪性腫瘍剤 血栓溶解剤 コンドロイチン硫酸（注射・点眼）		高カロリー輸液用微量元素製剤 組織接着剤	
4	4	植込み用具	成分・組織	植込	1 4
	具	組織補填等コラーゲン ウシ心のう膜			

区分B	5	経口製剤	カプセル	経口	1 7 4 9
	薬	抗生物質、抗菌剤 癌治療薬 HIV 治療薬 免疫抑制剤 抗インフルエンザ薬 血栓溶解剤 不整脈薬 心房細動等治療薬 虚血性心疾患治療薬 狭心症治療薬 不整脈薬 心不全治療薬 強心配当体		神経障害治療薬 パーキンソン病治療薬 精神分裂病治療薬 抗うつ剤 自律神経剤 抗てんかん薬 カルシウム拮抗薬 高脂血症改善薬 降圧剤 抗アレルギー薬 真菌症治療薬 甲状腺機能検査薬 利胆及び鎮痙	

区分B	循環改善薬 微小循環系賦活剤 抗プラスミン剤 ウイルソン病 抗炎症薬 抗潰瘍薬 代謝異常治療薬 リウマチ薬 子宮内膜症治療薬		ビタミン欠乏症 解熱鎮痛剤 鎮痙薬 骨粗鬆症 肝機能改善薬 止しや薬 $\beta$ 作動薬 感冒薬 滋養強壮剤	
	<b>注射剤</b>	<b>安定剤（ゼラチン）</b>	<b>注射</b>	<b>5</b>
	癌昇圧化学療法剤			
	抗悪性腫瘍剤			
	<b>6 成分製剤</b>	<b>抽出成分</b>	<b>経口</b>	<b>249</b>
	ゴオウ 胆汁末 胆汁エキス コンドロイチン硫酸		肝臓エキス 心臓エキス 精巣エキス	
	<b>7 低分子成分製剤</b>	<b>成分原料</b>	<b>注射</b>	<b>9</b>
	G-CSF 製剤 ウルソデソキシコール酸類（急性白血病治療薬、好中級減少治療薬）			
	<b>8 微生物培養医薬品/ワクチン</b>	<b>培養</b>	<b>注射</b>	<b>48</b>
	肺炎球菌ワクチン 乾燥弱毒生麻しんワクチン 乾燥弱毒生風しんワクチン 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン 日本脳炎ワクチン		抗悪性腫瘍溶連菌製剤 抗悪性腫瘍剤 ステロイド剤（リウマチ、抗炎症） 抗生物質	

区分C	9	細胞培養医薬品	M C B / W C B のみ	注射	1 5
	薬	抗生素質 眼瞼痙攣治療薬 血栓溶解剤（遺伝子組換え）		ゴーシェ病治療薬（遺伝子組換え） ファブリー病治療薬（遺伝子組換え）	
	10	低分子成分製剤	成分原料	経口	1 6 7
	薬	ウルソデオキシコール酸類			
	11	微生物培養医薬品/ワクチン	シードのみ	注射	4 4
	薬	インスリン製剤 ステロイド剤（点眼）		成長ホルモン	
	微生物培養医薬品/ワクチン	培養		経口	4 5
		子宮内膜症治療薬 ステロイド剤（経口、坐剤） 抗パーキンソン病薬		喘息薬（吸入） 合成ホルモン剤 利尿薬 ポリオワクチン	
	12	外用製剤	基材、成分等	経皮	1 7 8
	薬	ステロイド剤（抗炎症薬・クリーム等） 消炎鎮痛貼付剤 抗リウマチ薬	化 化	コンドロイチン硫酸 コラーゲン	

\* 下線部を改正

## 生物由来原料基準

### 第4 動物由来製品原料総則

#### 1 反芻動物由来原料基準

- (1) 反芻動物に由来する原料又は材料(脂肪酸、グリセリン、脂肪酸エステル、アミノ酸、合成オリゴペプチドその他高温及びアルカリ処理により製するものを除く。)について  
は、反芻動物由来原料基準によるものとする。
- (2) 反芻動物の次に掲げる部位を医薬品等の原材料に用いてはならない。

ア 下垂体

イ 胸腺

ウ 硬膜

#### エ 三叉神経節

オ 松果体

カ せき髓

#### キ せき柱骨

ク 胎盤

#### ケ 頭骨

ミ 腸

ヰ 脳

#### シ 脳せき髓液

#### ス 背根神経節

セ 脾臓

ゾ 副腎

タ 扁桃

モ 眼

#### ツ リンパ節

(3) 反芻動物に由来する原材料（乳を除く。）を医薬品等に用いる場合には当該反芻動物の原産国は次に掲げる国でなければならない。ただし、羊毛及びラノリン並びに皮由來ゼラチン及びコラーゲンについては、この限りではない。また、乳を原材料として用いる場合には当該反芻動物の原産国は、英國及びポルトガル以外の国でなければならない。

ア アルゼンチン

イ インド

ウ ウルグアイ

エ エルサルバドル

オ オーストラリア

カ ケニア

キ コスタリカ

ク コロンビア

ケ シンガポール

ユ スワジランド

サ チリ

シ ナイジェリア

ス ナミビア

セ ニカラグア

ソ ニューカレドニア

タ ニュージーランド

チ パキスタン

ツ パナマ

エ バヌアツ

ト パラグアイ

土 ブラジル

三 ボツワナ

ヌ モーリシャス

(4) 反芻動物に由来する原材料についての、品質及び安全性の確保上必要な情報が確認できるよう、次に掲げる事項が記録され、保存されていなければならない。

ア 原産国

イ 原材料を作製した年月日

ウ 原材料の由来となる反芻動物の飼育又はと畜の状況

エ 原材料について伝達性海綿状脳症を防止するための処理及び作業の経過

オ 原材料のロットの番号

(5) 医薬品、医療部外品及び医療用具については、治療上の効果が当該原材料を用いることによるリスクを上回る場合その他必要な場合において、(2)又は(3)に適合しない原材料をやむを得ず使用する場合は、その妥当性について、薬事法に基づく製品の製造等の承認の際に交付される承認書に記載することとする。

(6) 化粧品については、(3)に適合しない原材料をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬食品局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。

## 生物由来原料基準の一部を改正する件：新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">生物由来原料基準</p> <p>(前略)</p> <p>第4 動物由来製品原料総則</p> <p>1 反芻動物由来原料基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 反芻動物の次に掲げる部位を医薬品等の原材料に用いてはならない。</p> <p>ア 下垂体 イ 胸腺 ウ 硬膜 <u>エ 三叉神経節</u> <u>オ 松果体</u> <u>カ せき髄</u> <u>キ せき柱骨</u> ク 胎盤 ケ 頭骨 ユ 腸 サ 脳 シ 脳せき髄液 ス 背根神経節 セ 脾臓 ソ 副腎 タ 扁桃 チ 眼 ヅ リンパ節</p> <p>(3) 反芻動物に由来する原材料（乳を除く。）</p> <p>を医薬品等に用いる場合には当該反芻動物の原産国は次に掲げる国でなければならぬ。ただし、<u>羊毛</u>、<u>ラノリン</u>並びに皮由來<u>ゼラチン</u>及び<u>コラーゲン</u>については、この限りではない。また、乳を原材料として用いる場合には当該反芻動物の原産国は、<u>英國</u>及び<u>ポルトガル</u>以外の国でなければならない。</p> <p>ア アルゼンチン イ インド ウ ウルグアイ エ エルサルバドル オ オーストラリア カ ケニア キ コスタリカ ク コロンビア ケ シンガポール ユ スワジランド サ チリ シ ナイジェリア ス ナミビア セ ニカラグア ソ ニューカレドニア タ ニュージーランド チ パキスタン</p>	<p style="text-align: center;">生物由来原料基準</p> <p>(前略)</p> <p>第4 動物由来製品原料総則</p> <p>1 反芻動物由来原料基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 反芻動物の次に掲げる部位を医薬品等の原材料に用いてはならない。</p> <p>ア 下垂体 イ 胸腺 ウ 硬膜 エ 松果体 オ せき髄 カ 胎盤 キ 腸 ク 脳 ケ 脳せき髄液 ユ 脾臓 サ 副腎 シ 扁桃 ス 眼 セ リンパ節</p> <p>(3) 反芻動物に由来する原材料（乳を除く。）</p> <p>を医薬品等に用いる場合には当該反芻動物の原産国は次に掲げる国でなければならない。ただし、<u>羊毛</u>及び<u>ラノリン</u>については、この限りではない。また、乳を原材料として用いる場合には当該反芻動物の原産国は、<u>英國</u>及び<u>ポルトガル</u>以外の国でなければならない。</p> <p>ア アメリカ合衆国 イ アルゼンチン ウ インド エ ウルグアイ オ エルサルバドル カ オーストラリア キ ケニア ク コスタリカ ケ コロンビア ユ シンガポール サ スワジランド シ チリ ス ナイジェリア セ ナミビア ソ ニカラグア タ ニューカレドニア チ ニュージーランド ヅ パキスタン</p>

ツ パナマ  
テ バヌアツ  
ト パラグアイ  
ナ ブラジル  
ニ ボツワナ  
ヌ モーリシャス

(後略)

テ パナマ  
ト バヌアツ  
ナ パラグアイ  
ニ ブラジル  
ヌ ボツワナ  
ネ モーリシャス

(後略)

下線部を変更

